

第239回 大阪海区漁業調整委員会 次 第

- 1 日 時 令和4年4月27日（水）
 午後3時30分から

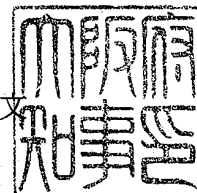
- 2 場 所 大阪府咲洲庁舎 23階
 海区委員会室

- 3 議 題
 (1) 第8次大阪府栽培漁業基本計画（案）について
 (2) 漁業許可の公示内容の訂正について
 (3) 漁業許可の公示について
 (4) 海区漁場計画(案)に係る公聴会の開催について

水 第 1162 号
令和4年4月27日

大阪海区漁業調整委員会
会長 今井 一郎 様

大阪府知事 吉村 洋文



第8次大阪府栽培漁業基本計画の策定について（諮問）

標記について、別添のとおり「第8次大阪府栽培漁業基本計画」を策定したので、沿岸漁場整備開発法第7条の2第1項の規定により、諮問します。

第 8 次大阪府栽培漁業基本計画（案）

令和 4 年 4 月

大 阪 府

沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第7条の2第1項の規定により、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する第8次基本計画を次のとおり定めたので、同条第7項の規定により公表する。

令和4年4月 日

大 阪 府

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画

本府水産業を取り巻く環境は、漁場環境の変化や不漁、漁業者の高齢化、消費者の魚ばなれなど厳しい状況となっている。このような中、本府では、漁場環境の保全や水産資源の回復・増大、漁業経営の安定化、大阪産（もん）魚介類の魅力発信等、様々な施策に取り組んでいる。

栽培漁業は、種苗を生産し、中間育成を行ったのち放流し、海の生産力を利用して成長を図り、その後資源管理等を行うことにより積極的に資源の増加を図る有効な手段であり、本府においては、昭和38年の栽培漁業開始以降、多くの種苗を生産、放流することで、対象水産物の資源の維持や漁獲の安定化、漁業経営の安定に寄与してきた。

また、令和2年5月に一部改定した「新・大阪府豊かな海づくりプラン」では、「大阪湾の水産資源の増大とブランド化をめざした栽培漁業の推進」を主な施策に位置づけ、新たな技術や知見なども活用しながら、栽培漁業による漁獲量の増大と大阪産（もん）魚介類の府民への安定供給を目指すこととしている。

第7次計画の取組実績を踏まえ、今後の栽培漁業をより一層計画的かつ効率的に推進することにより、大阪湾における水産資源の回復・維持と漁業生産の向上を目指し、本計画を策定する。

なお、国の栽培漁業基本方針を踏まえ、令和8年度を目標年度とする。

第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

栽培漁業の対象種の生産及び放流・育成等については、社会経済的な要請や大阪湾の環境特性、対象種の資源生態、技術開発の進捗状況、種苗生産・育成施設の能力等を勘案し、投入される費用に応じた放流効果の確保を図りながら、次の指針により効率的に推進するものとする。

1. 種苗の生産

種苗の生産に当たっては、自然環境への適応能力を有する良質な種苗の大量生産を推進するとともに、疾病等の発生及びまん延防止及び遺伝的多様性への配慮に努める。

また、種苗の大量生産が可能となった魚種については、種苗の質的向上を一層図るとともに、経費の低減に必要な技術の開発に努める。

2. 種苗の放流

種苗の放流については、対象種ごとに最適な放流サイズ、時期及び場所等の

把握を進めることにより、放流種苗の生残の向上に努める。

放流の際は可能な限り漁業者等の協力を得てその成果を普及するよう努め、さらに遊漁者や府民に対しても積極的に情報提供を行い、放流事業の意味、必要性等について理解を求めるものとする。

また、水産基盤整備事業等により整備した藻場・干潟等の活用や、漁業者や府民が取り組む環境・生態系保全のための活動等との連携を図ることにより、効率的な事業の展開に努める。

3. 放流後の資源管理

放流した種苗は、より商品価値の高いサイズに成長させてから漁獲することと併せ、種苗の一部が親となり再生産に寄与していくことが重要であることから、小型魚の再放流や目合い制限、産卵期における禁漁期間の設定等の資源管理を、天然資源を含め一体的に推進する。

4. その他

種苗の放流及び育成にあたっては、漁業の操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等について十分尊重し配慮する。

第2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類は、次のとおりとする。

ヒラメ、キジハタ、アカガイ、トラフグ

第3 水産動物の種類ごとの放流数量の目標

令和8年度における種類ごとの種苗放流数量及び放流時の大きさの目標は、次のとおりとする。

魚種名	放流数量	放流時の大きさ
ヒラメ	100 千尾	全長 80mm
キジハタ	110 千尾	全長80~100mm
アカガイ	50 千個	殻長 30mm
トラフグ	50 千尾	全長 70mm

なお、令和8年度における種苗生産数量の目標は、次のとおりとする。

魚種名	生産数量	生産時の大きさ
ヒラメ	—	—
キジハタ	150 千尾	全長 40mm
アカガイ	—	—
トラフグ	—	—

第4 放流効果実証事業に関する事項

放流調査等により増殖効果が明らかになり、かつ種苗の大量生産・放流が可能な水産動物を対象として当該事業を早期に実現できるよう努める。

第5 特定水産動物育成事業に関する事項

前項の放流効果実証事業により放流の経済効果が実証された水産動物を対象として当該事業を早期に実現できるよう努める。

第6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項

1. 種苗生産の技術水準の目標

本府が実施する種苗生産の令和8年度までに達成すべき技術水準の目標は、次のとおりとする。

魚種名	単位あたりの生産数量	種苗の平均の大きさ	種苗生産回数
キジハタ	625尾/m ³	全長 40mm	1回/年

2. 種苗の生産及び放流の技術開発

種苗生産及び放流について令和8年度までに基礎的な技術開発が必要な対象種は、次のとおりとする。

トラフグ、メバル

3. 技術開発上の問題点

令和8年度までに解決すべき技術開発上の問題点は、次のとおりである。

(1) キジハタ

- ア. 安定生産技術の確立
- イ. 疾病防除（ウイルス性疾病等）
- ウ. 形態異常の防除
- エ. 適正放流サイズの検討

(2) トラフグ

- ア. 中間育成技術の確立
- イ. 放流適地の検証

4. 技術開発水準の到達すべき段階

本府が実施する種苗生産の令和8年度までに達成すべき技術水準の目標は、次のとおりとする。

魚種名	令和3年度における 平均的技術開発段階	令和8年度における 平均的技術開発段階
キジハタ	D	E

(注)上記の符号は、技術開発の段階を次のとおりの分類で表したものである。

- A(新技術開発期) : 種苗生産の基礎技術開発を行う
 B(量産技術開発期) : 種苗生産の可能な種について、種苗の量産技術の開発を行う
 C(放流技術開発期) : 種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で、最も適した時期、場所、サイズ、手法の検討を行う
 D(事業化検討期) : 対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討する
 E(事業化実証期) : 種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図る
 F(事業実施期) : 持続的な栽培漁業が成立する

第7 水産動物の放流後の育成・分布及び採捕に係る調査に関する事項

放流後の育成、分布及び採捕並びに漁獲量の状況を把握するために必要な調査については、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所水産技術センター等栽培漁業に関係する機関と連携して行う。

調査の実施にあたっては、漁業関係者との共同のモニタリング体制の確立に努めるとともに、農林水産省近畿農政局大阪府拠点、市場及び遊漁者等の協力を必要に応じて求める。

また、広域回遊する魚種については、関係府県が共同して調査を行う等放流効果等に関するモニタリング体制の確立に努める。

第8 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項

1. 栽培漁業の計画的かつ効率的な推進及び関係者間における合意形成等を図るため、学識経験のある者、漁業者を代表する者、市町長、大阪府職員を構成員とする大阪府栽培漁業推進協議会を開催する。
2. 種苗の生産等栽培漁業の振興に関し、公益財団法人大阪府漁業振興基金と密接な連携を保ちつつ、その効果的な推進に努めるものとする。
3. 種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成にあたっては、国立研究開発法人水産総合研究センター及び公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会等と連携するとともに、関係都道府県との相互協力を推進する。
4. 本計画を円滑に実施するため、漁業者、遊漁者等に対し、小型魚の再放流等について積極的に啓発を行うものとする。
5. 期待した効果が得られない魚種については、種苗放流を中断し、当該魚種の種苗の生産及び放流並びに育成に係る計画の再検討を行う。
6. 効率的・効果的な栽培漁業を展開するために、他の府県との共同放流や市町

村、漁業協同組合単位での放流事業に対して積極的に協力するとともに、学校教育や生涯学習等における体験活動を通じ、府民意識の啓発に努める。啓発に当たっては、啓発効果の向上に向け、報道機関等への積極的な情報提供を行う。

7. 種苗生産施設等の生産能力を確保するため、施設の計画的な補修、更新等に努める。その際、必要に応じて関係都道府県の種苗生産施設間での連携・分業等により、低コスト化と総合的な量産体制の向上が可能となる共同種苗生産体制の構築に努めることとする。

第8次大阪府栽培漁業基本計画(案)の概要

栽培漁業
基本計画
とは

- ・栽培漁業基本計画とは、栽培漁業を計画的かつ効率的に推進するための指針として、沿岸漁場整備開発法に基づき都道府県が策定する計画です。
- ・種苗の生産や放流、育成に関する指針を定めており、対象とする種の数量や大きさ、技術開発に関する目標や課題等を示しています。
- ・計画は概ね5年ごとに見直しを行い、第8次計画は令和4年度から令和8年度までの5年間の計画期間となります。

【計画の主な内容(抜粋)】

前文 大阪府の栽培漁業が目指すもの

大阪湾における水産資源の回復・維持と漁業生産の向上

1. 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

- 【生産】良質な種苗の大量生産と疾病防止及び遺伝的多様性への配慮に努める。
 【放流】放流種苗の生残の向上、漁業者への成果の普及、遊漁者理解に努める。
 【管理】種苗放流後は、天然資源を含め一体的に資源管理を推進する。

2. 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類及び放流数量の目標

【令和8年度の放流目標】

魚種名	放流数量	放流時の大きさ
ヒラメ 	100 千尾	全長 80mm
キジハタ 	110 千尾	全長 80～100mm
アカガイ 	50 千個	殻長 30mm
トラフグ 	50 千尾	全長 70mm

3. 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項

【令和8年度までに基礎的な技術開発が必要な対象種】

トラフグ  メバル 

【令和8年度までに解決すべき技術開発上の問題点】

- キジハタ : 安定生産技術の確立、形態異常の防除 等
 トラフグ : 中間育成技術の確立、放流適地の検証

4. 水産動物の放流後の育成・分布及び採捕に係る調査に関する事項

- ・放流後の状況を把握するために必要な調査は、水産技術センター等栽培漁業に関係する機関と連携して行う。
- ・広域回遊魚種は、関係府県共同モニタリング体制の確立に努める。

5. その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項

- ・大阪府栽培漁業推進協議会の開催により合意形成を図る。
- ・漁業者や遊漁者に対し積極的な啓発を行う。
- ・期待した効果が得られない魚種は、種苗放流を中断し計画の再検討を行う。
- ・種苗生産施設の生産能力を確保するため、施設の計画的な補修、更新等に努める。

第 8 次大阪府栽培漁業基本計画（案）新旧対照表

第 8 次計画（案）	第 7 次計画
<p>沿岸漁場整備開発法（昭和 49 年法律第 49 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定により、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する第 8 次基本計画を次のとおり定めたので、同条第 7 項の規定により公表する。</p> <p>令和 4 年 4 月 日</p> <p style="text-align: center;">大 阪 府</p> <p>水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画</p> <p><u>本府水産業を取り巻く環境は、漁場環境の変化や不漁、漁業者の高齢化、消費者の魚ばなれなど厳しい状況となっている。このような中、本府では、漁場環境の保全や水産資源の回復・増大、漁業経営の安定化、大阪産（もん）魚介類の魅力発信等、様々な施策に取り組んでいる。</u></p> <p><u>栽培漁業は、種苗を生産し、中間育成を行ったのち放流し、海の生産力を利用して成長を図り、その後資源管理等を行うことにより積極的に資源の増加を図る有効な手段であり、本府においては、昭和 38 年の栽培漁業開始以降、多くの種苗を生産、放流することで、対象水産物の資源の維持や漁獲の安定化、漁業経営の安定に寄与してきた。</u></p> <p><u>また、令和 2 年 5 月に一部改定した「新・大阪府豊かな海づくりプラン」では、「大阪湾の水産資源の増大とブランド化をめざした栽培漁業の推進」を主な施策に位置づけ、新たな技術や知見なども活用しながら、栽培漁業による漁獲量の増大と大阪産（もん）魚介類の府民への安定供給を目指すこととしている。</u></p>	<p>沿岸漁場整備開発法（昭和 49 年法律第 49 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定により、水産動物の種苗生産及び放流並びに水産動物の育成に関する第 7 次基本計画を次のとおり定めたので、同条第 6 項の規定により公表する。</p> <p>令和元年 5 月 22 日</p> <p style="text-align: center;">大 阪 府</p> <p>水産動物の種苗生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画</p> <p><u>近年、世界の食糧確保をめぐる環境は厳しさを増しており、我が国周辺の豊かな水産資源を適切に管理し、国民に安定的に水産物を供給していくことの重要性が高まっている。</u></p> <p><u>国は、平成 24 年 3 月に変更された水産基本計画において、水産に関する施策についての基本的な方針のひとつに「資源管理やつくり育てる漁業による水産資源のフル活用」を定め、講ずべき施策として種苗放流による資源造成の推進等を掲げている。</u></p> <p><u>栽培漁業は、種苗生産、放流、育成管理等により積極的に資源の増加を図る手段であり、栽培漁業の推進は沿岸資源の回復・管理を推進するための重要な施策である。</u></p> <p><u>本府では、平成 27 年 4 月に「新・大阪府豊かな海づくりプラン」を策定し、「大阪湾の水産資源の増大とブランド化をめざした栽培漁業の推進」を重点的に取り組む課題として位置づけ、栽培漁業による漁獲量の増大と大阪湾魚介類の府民へ</u></p>

第7次計画の取組実績を踏まえ、今後の栽培漁業をより一層計画的かつ効率的に推進することにより、大阪湾における水産資源の回復・維持と漁業生産の向上を目指し、本計画を策定する。

なお、国の栽培漁業基本方針を踏まえ、令和8年度を目標年度とする。

第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

栽培漁業の対象種の生産及び放流・育成等については、社会経済的な要請や大阪湾の環境特性、対象種の資源生態、技術開発の進捗状況、種苗生産・育成施設の能力等を勘案し、投入される費用に応じた放流効果の確保を図りながら、次の指針により効率的に推進するものとする。

1. 種苗の生産

種苗の生産に当たっては、自然環境への適応能力を有する良質な種苗の大量生産を推進するとともに、疾病等の発生及びまん延防止及び遺伝的多様性への配慮に努める。

また、種苗の大量生産が可能となった魚種については、種苗の質的向上を一層図るとともに、経費の低減に必要な技術の開発に努める。

2. 種苗の放流

種苗の放流については、対象種ごとに最適な放流サイズ、時期及び場所等の把握を進めることにより、放流種苗の生残の向上に努める。

放流の際は可能な限り漁業者等の協力を得てその成果を普及するよう努め、さらに遊漁者や府民に対しても積極的に情報提供を行い、放流事業の意味、必

の安定供給を併せて目指すこととしている。

これらを踏まえ、今後大阪湾における水産資源の回復・維持と漁業生産の向上を目指し、沿岸漁場整備開発法に基づき本計画を策定する。

計画は、概ね5年ごとに定めるものであるが、第7次基本計画の計画期間は、国の定める第7次栽培漁業基本方針と同じく、平成27年度から令和3年度までの7年間とする。

第1 水産動物の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

栽培漁業の対象種の生産及び放流・育成等については、社会経済的な要請や大阪湾の環境特性、対象種の資源生態、技術開発の進捗状況、種苗生産・育成施設の能力等を勘案し、投入される費用に応じた放流効果の確保を図りながら、次の指針により効率的に推進するものとする。

1. 種苗の生産

種苗の生産に当たっては、自然環境への適応能力を有する良質な種苗の大量生産を推進するとともに、疾病等の発生及びまん延防止及び遺伝的多様性への配慮に努める。

また、種苗の大量生産が可能となった魚種については、種苗の質的向上を一層図るとともに、経費の低減に必要な技術の開発に努める。

2. 種苗の放流

種苗の放流については、対象種ごとに最適な放流サイズ、時期及び場所等の把握を進めることにより、放流種苗の生残の向上に努める。

放流の際は可能な限り漁業者等の協力を得てその成果を普及するよう努め、さらに遊漁者や府民に対しても積極的に情報提供を行い、放流事業の意味、必

要性等について理解を求めるものとする。

また、水産基盤整備事業等により整備した藻場・干潟等の活用や、漁業者や府民が取り組む環境・生態系保全のための活動等との連携を図ることにより、効率的な事業の展開に努める。

3. 放流後の資源管理

放流した種苗は、より商品価値の高いサイズに成長させてから漁獲することと併せ、種苗の一部が親となり再生産に寄与していくことが重要であることから、小型魚の再放流や目合い制限、産卵期における禁漁期間の設定等の資源管理を、天然資源を含め一体的に推進する。

4. その他

種苗の放流及び育成にあたっては、漁業の操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等について十分尊重し配慮する。

第2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類は、次のとおりとする。

ヒラメ、キジハタ、アカガイ、トラフグ

要性等について理解を求めるものとする。

また、水産基盤整備事業等により整備した藻場・干潟等の活用や、漁業者や府民が取り組む環境・生態系保全のための活動等との連携を図ることにより、効率的な事業の展開に努める。

3. 放流後の資源管理

放流した種苗は、より商品価値の高いサイズに成長させてから漁獲することと併せ、種苗の一部が親となり再生産に寄与していくことが重要であることから、小型魚の再放流や目合い制限、産卵期における禁漁期間の設定等の資源管理を、天然資源を含め一体的に推進する。

4. その他

種苗の放流及び育成にあたっては、漁業の操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等について十分尊重し配慮する。

第2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類は、次のとおりとする。

ヒラメ、キジハタ、アカガイ

第3 水産動物の種類ごとの放流数量の目標

令和8年度における種類ごとの種苗放流数量及び放流時の大きさの目標は、次のとおりとする。

魚種名	放流数量	放流時の大きさ
ヒラメ	100 千尾	全長 80mm
キジハタ	110 千尾	全長80~100mm
アカガイ	50 千個	殻長 30mm
トラフグ	50 千尾	全長 70mm

なお、令和8年度における種苗生産数量の目標は、次のとおりとする。

魚種名	生産数量	生産時の大きさ
ヒラメ	—	—
キジハタ	150 千尾	全長 40mm
アカガイ	—	—
トラフグ	二	二

第4 放流効果実証事業に関する事項

放流調査等により増殖効果が明らかになり、かつ種苗の大量生産・放流が可能な水産動物を対象として当該事業を早期に実現できるよう努める。

第3 水産動物の種類ごとの放流数量の目標

令和3年度における種類ごとの種苗放流数量及び放流時の大きさの目標は、次のとおりとする。

魚種名	放流数量	放流時の大きさ
ヒラメ	100 千尾	全長 80mm
キジハタ	100 千尾	全長 80~100mm
アカガイ	100 千個	殻長 30mm

なお、令和3年度における種苗生産数量の目標は、次のとおりとする。

魚種名	生産数量	生産時の大きさ
ヒラメ	—	—
キジハタ	200 千尾	全長 25mm
アカガイ	—	—

第4 放流効果実証事業に関する事項

放流調査等により増殖効果が明らかになり、かつ種苗の大量生産・放流が可能な水産動物を対象として当該事業を早期に実現できるよう努める。

第5 特定水産動物育成事業に関する事項

前項の放流効果実証事業により放流の経済効果が実証された水産動物を対象として当該事業を早期に実現できるよう努める。

第6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項

1. 種苗生産の技術水準の目標

本府が実施する種苗生産の令和8年度までに達成すべき技術水準の目標は、次のとおりとする。

魚種名	単位あたりの生産数量	種苗の平均の大きさ	種苗生産回数
キジハタ	625尾/m ³	全長 40mm	1回/年

2. 種苗の生産及び放流の技術開発

種苗生産及び放流について令和8年度までに基礎的な技術開発が必要な対象種は、次のとおりとする。

トラフグ、メバル

第5 特定水産動物育成事業に関する事項

前項の放流効果実証事業により放流の経済効果が実証された水産動物を対象として当該事業を早期に実現できるよう努める。

第6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項

1. 種苗生産の技術水準の目標

本府が実施する種苗生産の令和3年度までに達成すべき技術水準の目標は、次のとおりとする。

魚種名	単位あたりの生産数量	種苗の平均の大きさ	種苗生産回数
キジハタ	1,000尾/m ³	全長 25mm	1回/年

2. 種苗の生産及び放流の技術開発

種苗生産及び放流について令和3年度までに基礎的な技術開発が必要な対象種は、次のとおりとする。

トラフグ

3. 技術開発上の問題点

令和8年度までに解決すべき技術開発上の問題点は、次のとおりである。

(1) キジハタ

- ア. 安定生産技術の確立
- イ. 疾病防除（ウイルス性疾病等）
- ウ. 形態異常の防除
- エ. 適正放流サイズの検討

(2) トラフグ

- ア. 中間育成技術の確立
- イ. 放流適地の検証

4. 技術開発水準の到達すべき段階

本府が実施する種苗生産の令和8年度までに達成すべき技術水準の目標は、次のとおりとする。

魚種名	令和3年度における平均的技術開発段階	令和8年度における平均的技術開発段階
キジハタ	D	E

(注) 上記の符号は、技術開発の段階を次のとおりの分類で表したものである。

A (新技術開発期) : 種苗生産の基礎技術開発を行う

3. 技術開発上の問題点

令和3年度までに解決すべき技術開発上の問題点は、次のとおりである。

(1) ヒラメ

- ア. 中間育成経費の削減（効率化等）
- イ. 疾病防除（細菌性疾病等）

(2) キジハタ

- ア. 安定生産技術の確立
- イ. 疾病防除（ウイルス性疾病等）
- ウ. 形態異常の防除
- エ. 適正放流サイズの検討

4. 技術開発水準の到達すべき段階

本府が実施する種苗生産の令和3年度までに達成すべき技術水準の目標は、次のとおりとする。

魚種名	平成26年度における平均的技術開発段階	令和3年度における平均的技術開発段階
ヒラメ	F	F
キジハタ	C	D

(注) 上記の符号は、技術開発の段階を次のとおりの分類で表したものである。

A : 種苗生産の基礎技術開発を行う

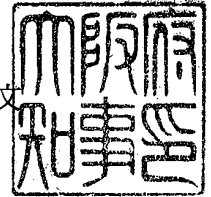
<p>B (<u>量産技術開発期</u>) : 種苗生産の可能な種について、種苗の量産技術の開発を行う</p> <p>C (<u>放流技術開発期</u>) : 種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で、最も適した時期、場所、サイズ、手法の検討を行う</p> <p>D (<u>事業化検討期</u>) : 対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討する</p> <p>E (<u>事業化実証期</u>) : 種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図る</p> <p>F (<u>事業実施期</u>) : 持続的な栽培漁業が成立する</p> <p>第7 水産動物の放流後の育成・分布及び採捕に係る調査に関する事項</p> <p>放流後の育成、分布及び採捕並びに漁獲量の状況を把握するために必要な調査については、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所水産技術センター等栽培漁業に係る機関と連携して行う。</p> <p>調査の実施にあたっては、漁業関係者との共同のモニタリング体制の確立に努めるとともに、農林水産省近畿農政局<u>大阪府拠点</u>、市場及び遊漁者等の協力を必要に応じて求める。</p> <p>また、広域回遊する魚種については、関係府県が共同して調査を行う等放流効果等に関するモニタリング体制の確立に努める。</p> <p>第8 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項</p>	<p>B : 種苗生産の可能な種について、種苗の量産技術の開発を行う</p> <p>C : 種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で、最も適した時期、場所、サイズ、手法の検討を行う</p> <p>D : 対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、<u>受益の範囲と程度を把握する</u></p> <p>E : 種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、<u>効果に応じた経費の負担配分を検討する</u></p> <p>F : 持続的な栽培漁業が成立する</p> <p>第7 水産動物の放流後の育成・分布及び採捕に係る調査に関する事項</p> <p>放流後の育成、分布及び採捕並びに漁獲量の状況を把握するために必要な調査については、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所水産技術センター等栽培漁業に係る機関と連携して行う。</p> <p>調査の実施にあたっては、漁業関係者との共同のモニタリング体制の確立に努めるとともに、農林水産省近畿農政局<u>大阪地域センター</u>、市場及び遊漁者等の協力を必要に応じて求める。</p> <p>また、広域回遊する魚種については、関係府県が共同して調査を行う等放流効果等に関するモニタリング体制の確立に努める。</p> <p>第8 その他水産動物の種苗の生産及び放流、並びに水産動物の育成に関し必要な事項</p>
---	---

<ol style="list-style-type: none"> 1. 栽培漁業の計画的かつ効率的な推進及び関係者間における合意形成等を図るため、学識経験のある者、漁業者を代表する者、市町長、大阪府職員を構成員とする大阪府栽培漁業推進協議会を開催する。 2. 種苗の生産等栽培漁業の振興に関し、公益財団法人大阪府漁業振興基金と密接な連携を保ちつつ、その効果的な推進に努めるものとする。 3. 種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成にあたっては、国立研究開発法人水産総合研究センター及び公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会等と連携するとともに、関係都道府県との相互協力を推進する。 4. 本計画を円滑に実施するため、漁業者、遊漁者等に対し、小型魚の再放流等について積極的に啓発を行うものとする。 5. 期待した効果が得られない魚種については、種苗放流を中断し、当該魚種の種苗の生産及び放流並びに育成に係る計画の再検討を行う。 6. 効率的・効果的な栽培漁業を展開するために、他の府県との共同放流や市町村、漁業協同組合単位での放流事業に対して積極的に協力するとともに、学校教育や生涯学習等における体験活動を通じ、府民意識の啓発に努める。啓発に当たっては、啓発効果の向上に向け、報道機関等への積極的な情報提供を行う。 7. 種苗生産施設等の生産能力を確保するため、施設の計画的な補修、更新等に努める。その際、必要に応じて関係都道府県の種苗生産施設間での連携・分業等により、低コスト化と総合的な量産体制の向上が可能となる共同種苗生産体制の構築に努めることとする。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 栽培漁業の計画的かつ効率的な推進及び関係者間における合意形成等を図るため、学識経験のある者、漁業者を代表する者、市町長、大阪府職員を構成員とする大阪府栽培漁業推進協議会を開催する。 2. 種苗の生産等栽培漁業の振興に関し、公益財団法人大阪府漁業振興基金と密接な連携を保ちつつ、その効果的な推進に努めるものとする。 3. 種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成にあたっては、国立研究開発法人水産研究・教育機構及び公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会等と連携するとともに、関係都道府県との相互協力を推進する。 4. 本計画を円滑に実施するため、漁業者、遊漁者等に対し、小型魚の再放流等について積極的に啓発を行うものとする。 5. 期待した効果が得られない魚種については、種苗放流を中断し、当該魚種の種苗の生産及び放流並びに育成に係る計画の再検討を行う。 6. 効率的・効果的な栽培漁業を展開するために、他の府県との共同放流や市町村、漁業協同組合単位での放流事業に対して積極的に協力するとともに、学校教育や生涯学習等における体験活動を通じ、府民意識の啓発に努める。啓発に当たっては、啓発効果の向上に向け、報道機関等への積極的な情報提供を行う。 7. 種苗生産施設等の生産能力を確保するため、施設の計画的な補修、更新等に努める。その際、必要に応じて関係都道府県の種苗生産施設間での連携・分業等により、低コスト化と総合的な量産体制の向上が可能となる共同種苗生産体制の構築に努めることとする。
---	--

水第1206-2号
令和4年4月26日

大阪海区漁業調整委員会
会長 今井 一郎 様

大阪府知事 吉村 洋文



漁業許可の公示内容の訂正について（諮問）

令和4年3月30日開催の第238回大阪海区漁業調整委員会で答申をいただき翌31日付けで公表した漁業許可の公示について、別添の通り公示内容を訂正する必要があるため、大阪府漁業調整規則第11条第3項の規定により諮問します。

（担 当）

環境農林水産部水産課 指導・調整グループ 松下

電話 06-6210-9613（直通）

FAX 06-6210-9611

E-mail MatsushitaHiro@mbox.pref.osaka.lg.jp

【訂正案】

大阪府漁業調整規則第11条第3項に基づく公示内容について(案)

令和4年4月27日

本公示は、令和4年4月27日付けで次の箇所を訂正しています。

【訂正内容】 あなごかご漁業 3隻 ⇒ 2隻

【訂正理由】 漁協から「かご漁業」として要望のあったものを、誤って「あなごかご漁業」として公示したが、正しくは「いかかご漁業」であったため。

令和4年3月31日

漁業法(昭和24年法律第267号)第42条第1項、同法第58条及び大阪府漁業調整規則(令和2年大阪府規則第126号)第11条第1項の規定に基づき、同規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1. 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可すべき船舶の数及び船舶総トン数又は漁業者の数			推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
	船舶の数	船舶の総トン数	漁業者の数				
つばす・すずき流網漁業	4隻	10トン未満	-	動力漁船の性能の基準(※)による	大阪府地先海面	つばす流網: 5月1日から9月30日まで	なし
刺網漁業	9隻					すずき流網: 4月1日から12月31日まで	
						一枚建網漁業:周年 三枚建網漁業:周年 かに建網漁業: 9月10日から11月9日まで した建網漁業: 5月1日から10月31日まで	
たこつぼ漁業	4隻					周年	
ひきなわ漁業	14隻					8月1日から2月15日まで	
あなごかご漁業	2隻				周年		

※ 「漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)」

2. 申請すべき期間

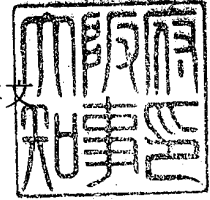
刺網漁業 : 令和4年3月31日から令和4年4月29日まで

刺網漁業以外 : 令和4年3月31日から令和4年5月30日まで

水第1206号
令和4年4月26日

大阪海区漁業調整委員会
会長 今井 一郎 様

大阪府知事 吉村 洋文



漁業許可の公示について（諮問）

標記について、別添のとおり、漁業許可の公示内容（制限措置の内容及び申請すべき期間）を定めたいので、大阪府漁業調整規則第11条第3項の規定により諮問します。

（担 当）

環境農林水産部水産課 指導・調整グループ 松下

電話 06-6210-9613（直通）

FAX 06-6210-9611

E-mail MatsushitaHiro@mbox.pref.osaka.lg.jp

大阪府漁業調整規則第11条第3項に基づく公示内容について(案)

令和4年4月27日

1. 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可すべき船舶の数及び船舶総トン数又は漁業者の数			推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
	船舶の数	船舶の総トン数	漁業者の数				
つばす・すずき流網	3隻	10トン未満	-	動力漁船の性能の基準(※)による	大阪府地先海面	つばす流網: 5月1日から9月30日まで すずき流網: 4月1日から12月31日まで	なし
刺網	2隻					一枚建網漁業:周年 三枚建網漁業:周年 かに建網漁業: 9月10日から11月9日まで した建網漁業: 5月1日から10月31日まで	
たこつぼ	2隻					周年	
ひきなわ漁業	3隻					8月1日から2月15日まで	
あなごかご	1隻					周年	
いかかご	1隻				第1種漁業権区域内	2月15日から6月30日まで	操業区域の漁業権の同意を得た者

※「漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)」

2. 申請すべき期間

刺網漁業、いかかご漁業:公示日から1ヵ月間

上記以外:公示日から2ヵ月間

海区漁場計画（案）

令和4年4月

大 阪 府

第 1 種区画漁業権

1 公示番号 区第23号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

貝塚市二色南町地先

(3) 漁場の区域

次の基点26号、ア、イ、ウ及び基点27号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時線とによって囲まれた区域

基点第26号 阪南6区内水域西防波堤基部東端

北緯34度26分59.8秒 東経135度19分41.8秒

基点第27号 阪南6区内水域東防波堤基部西端

北緯34度26分54.3秒 東経135度19分49.4秒

ア 基点第26号から真方位211度25分、194メートルの点

北緯34度26分54.5秒 東経135度19分37.9秒

イ 基点第26号から真方位173度25分、280メートルの点

北緯34度26分50.8秒 東経135度19分43.1秒

ウ 基点第27号から真方位219度75分、179メートルの点

北緯34度26分49.8秒 東経135度19分45.0秒

3 免許予定日

令和4年9月1日

4 申請期間

未定

5 関係地区

大阪市

此花区春日出北

堺市

東区白鷺町、西区鳳南町、南区茶山台、南区三原台、南区桃山台

和泉市

箕形町

泉大津市

条南町、助松町、菅原町、なぎさ町、東豊中町、寿町、戎町、池浦町、千原町

泉北郡忠岡町

忠岡北、忠岡中、忠岡南、忠岡東、北出

岸和田市

春木大小路町、春木若松町、春木泉町、春木本町、春木北浜町、春木南浜町、春木大国町、春木戎町、磯上町、上野町、下池田町、小松里町、中井町、土生町、野田町、大町、東大路町、西大路町、大工町、南町、紙屋町、中之浜町、西之宮町、大北町、中北町、尾生町、五軒家町、門前町、南上町、岡山町

泉佐野市

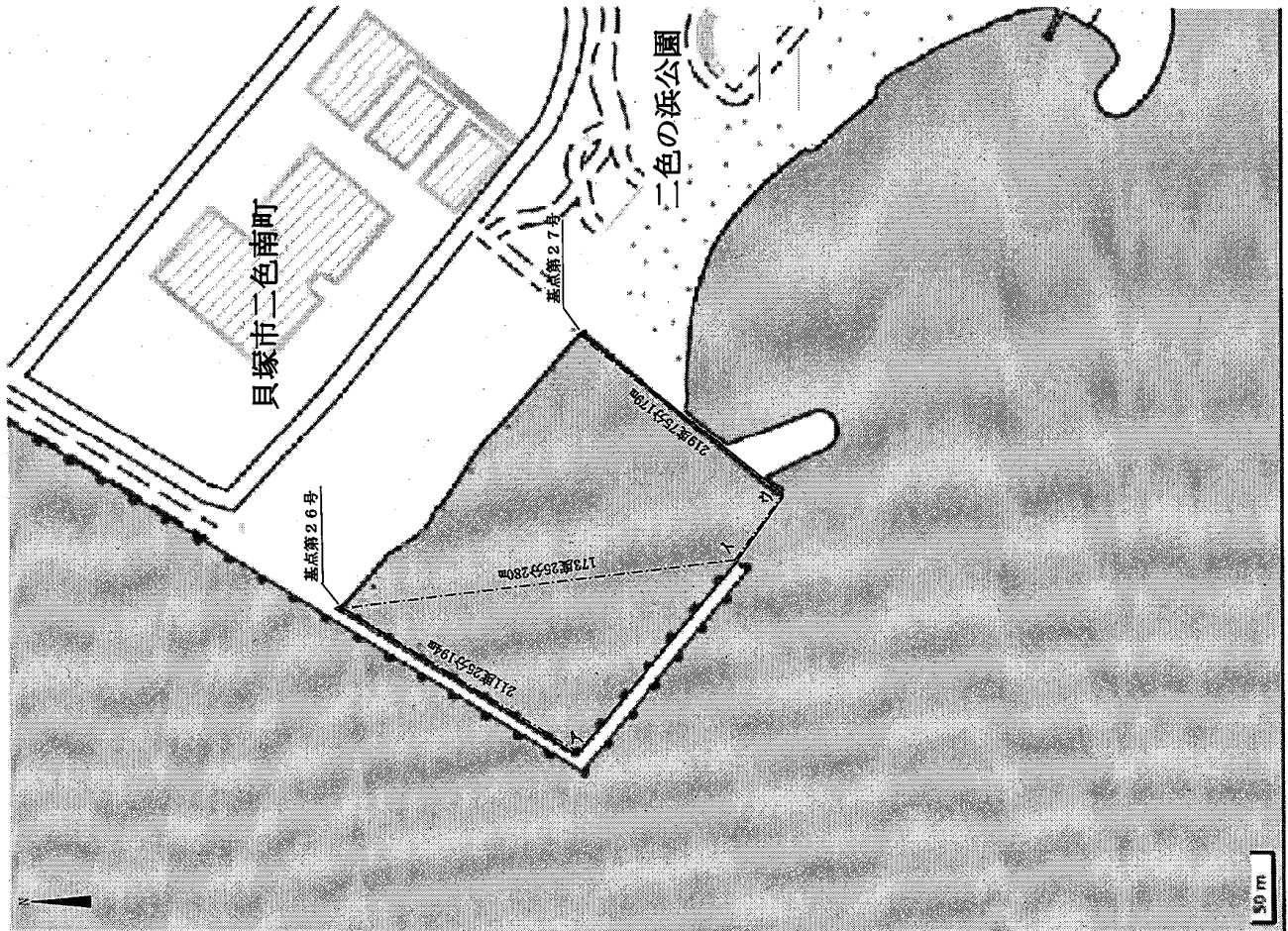
鶴原、上瓦屋、下瓦屋、湊、中庄、新町、春日町、本町、元町、野出町、笠松、旭町、高松東、高松西、日根野、南中安松

6 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

- 7 条件
養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。
- 8 存続期間
令和4年9月1日から
令和5年8月31日まで

区第23号	
漁業種類	漁業の名称
第1種区画漁業	かき養殖業
漁場の位置	貝塚市二色南町地先
漁場の区域	次の基点26号、ア、イ、ウ及び基点27号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時線とによって囲まれた区域。
基点第26号	阪南6区内水城西防波堤基部東端 (北緯34度26分59.8秒) 東経135度19分41.8秒)
基点第27号	阪南6区内水城東防波堤基部西端 (北緯34度26分54.3秒) 東経135度19分49.4秒)
ア	基点第26号から真方位21.1度 25分、194メートルの点 (北緯34度26分54.5秒)
イ	基点第26号から真方位17.3度 25分、280メートルの点 (北緯34度26分50.8秒)
ウ	基点第27号から真方位21.9度 75分、179メートルの点 (北緯34度26分49.8秒) 東経135度19分45.0秒)
点の位置	



大阪海区漁業調整委員会 公聴会の開催について（案）

日 時 令和4年5月16日（月）15時00分から15時30分

場 所 大阪府庁咲洲庁舎23階 海区委員会室

内 容 「海区漁場計画（案）」について